

## ＜契約締結前の事業活動による損失補償の請求

問 22 「損失の補償を請求する旨を告げる」という文言は何を指すのですか。

(答)

1. 消費者が契約の意思表示をする前に、事業者が当該契約の締結を目指した事業活動を実施した上で、当該事業活動により生じた費用や労力等の損失の補償を請求する旨を告げることは、消費者に、損失の補償を避けるためには、もはや契約の締結を免れることができないという心理的な負担を生じさせるものであり、不当性の高い行為であるといえます。そこで、「損失の補償を請求する旨を告げること」を要件とすることとしました。
2. 「損失の補償を請求する旨を告げる」とは、事業者が消費者に対して当該消費者のために特に実施した行為に係る費用を請求する旨を告げることをいいます。
3. 「損失の補償を請求する旨を告げること」に該当するかどうかは、この要件を設けた趣旨に照らして実質的に判断すべきであり、①明示的に告げるのみならず、②書面に記載して消費者に見せるなど、消費者が実際にそれによって認識し得る態様の方法による場合も含まれると考えられます。
4. 例えば、①人件費や旅費等の具体的な損失の項目を明示して、その損失を補償するよう明示的に求める場合のみならず、②領収書など損失の根拠資料を示しながら、「どうしてくれるんだ。」と告げる場合も、「損失の補償を請求する旨を告げること」に該当するものと考えられます。